平成２２年（フ）第２７３８号
大阪府吹田市江の木町２番25―401号
債務者　酒井　展子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０７号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目５番７号　ハイツエスポワールＡ棟101号
債務者　伊藤　武志
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
堺市南区庭代台２丁１番17―101号
債務者　木村和枝こと　朴　　和枝
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
堺市西区浜寺船尾町西２丁166番地６
債務者　重松恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
大阪府富田林市喜志町４丁目６番18号　みどりマンション101号室
債務者　福塚眞知子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
大阪府松原市立部５丁目４番１―208号
債務者　大島示久子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
大阪府松原市小川１丁目７番７号
債務者　山口　隆盛
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４７号
堺市北区長曽根町3048番地１　ルミナスコート403号、前住所堺市北区長曽根町3048番地１　ルミナスコート404号
債務者　前田　京美（旧姓戸部）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目16番８　リバティーハイツ205号
債務者　上田　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
盛岡市みたけ４丁目35番１号　県営厨川アパート１号棟105号、旧住所盛岡市緑が丘３丁目20番12―304号
債務者　稲田　泰広
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７１号
山形県米沢市万世町片子307番地の２　伊藤アパート３号室
債務者　斉藤めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２８号
茨城県日立市末広町２丁目１番２号
債務者　樫村　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４３号
茨城県北茨城市中郷町下桜井969番地の４　下桜井市営住宅南10号
債務者　岡部　照子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４４号
茨城県日立市多賀町４丁目４番２号
債務者　大木　光雄
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５２号
茨城県日立市東成沢町１丁目２番７―301号、前住所茨城県日立市東成沢町１丁目２番７―102号
債務者　大森　和子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６４号
茨城県日立市久慈町５丁目31番４号
債務者　高塚　知子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７６号
茨城県日立市田尻町２丁目８番11号、住民票上の住所茨城県日立市森山町３丁目５番15号、前住所神奈川県川崎市川崎区台町19番６号　宮田方
債務者　宮本　正美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部